

## ○幸田町個人情報保護条例

平成 17 年 3 月 31 日  
条例第 3 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 個人情報の収集、利用等の制限(第 7 条～第 10 条)
- 第 3 章 個人情報の適正管理(第 11 条～第 14 条)
- 第 4 章 個人情報の開示、訂正及び利用停止(第 15 条～第 41 条)
- 第 5 章 不服申立て(第 42 条～第 44 条)
- 第 6 章 個人情報の保護施策の推進(第 45 条・第 46 条)
- 第 7 章 雑則(第 47 条～第 50 条)
- 第 8 章 罰則(第 51 条～第 54 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を定めるとともに、町における個人情報の適正な取扱いの確保を図ることにより、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う町長並びに議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、なお保護に値する個人の権利利益が認められるものをいう。

3 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 書籍、雑誌、新聞その他一般に販売することを目的として発行されているもの
- (2) 広報用の資料その他一般の利用に供することを目的として管理がされているもの

## (実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な施

策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(適用除外)

第6条 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられた事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

## 第2章 個人情報の収集、利用等の制限

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要と認められる範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失等の理由により、本人から収集することができないとき。

(6) 町又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の性質上、本人から収集したのでは当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(7) 次条第1項各号のいずれかに該当する利用又は提供により収集するとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために、当該個人情報が必要かつ欠くことができないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項第 5 号の規定に該当することにより個人情報の提供を行ったときは、遅滞なく、提供した個人情報の内容及びその理由を幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 17 年幸田町条例第 4 号)第 1 条第 1 項に規定する幸田町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審査会は、個人情報の提供について意見を述べることができる。
- (提供先に対する措置要求)

第 9 条 実施機関は、当該実施機関以外の者に対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(情報機器の結合による個人情報の提供の制限)

第 10 条 実施機関は、当該実施機関以外の者に対して、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。)による個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 町又は国等の事務又は事業を適正かつ円滑に遂行する上で必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

### 第 3 章 個人情報の適正管理

#### (適正管理)

- 第 11 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
  - 4 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として特別の管理が必要と認められるものについては、この限りでない。

#### (委託等に伴う措置)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

#### (受託者等の責務)

第 13 条 第 11 条第 2 項の規定は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が受託した事務を行う場合又は指定管理者が公の施設の管理を行う場合について

準用する。

- 2 第 11 条第 3 項の規定は、前項の委託を受けた事務又は公の施設の管理事務に従事している者又は従事していた者について準用する。

(個人情報を取り扱う事務の届出)

第 14 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を容易に検索し得るよう体系的に個人情報が記録された公文書を使用して行う事務(町の職員又は職員であった者に係る人事管理、給与管理等に関する事務を除く。)に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書(以下「個人情報取扱事務届出書」という。)により町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の記録項目
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する利用又は提供を経常的に行うときは、その提供先
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において、遅滞なく、同項の例により町長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、個人情報取扱事務届出書を一般の利用に供しなければならない。

#### 第 4 章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第 16 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
  - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

## (個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 事業者に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供された情報であって、事業者における通例として開示しないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 町及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 町又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は町税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人により開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第 17 条第 1 号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求に対する応答の拒否)

第 20 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 22 条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 23 条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著

しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限  
(開示決定等に係る理由の提示等)

第24条 実施機関は、第21条各項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠をその記載から開示請求者が理解し得るものでなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする理由がなくなる期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を併せて示さなければならない。

(第三者に対する情報の保護手続)

第25条 開示請求に係る個人情報に町及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 個人情報の開示は、当該個人情報を記録した公文書が文書又は図画であるときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。

- 2 前項に規定する閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報を記録した公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(開示請求手続の特例)

第27条 実施機関は、あらかじめその全部を開示することと定めた個人情報については、

第 16 条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定めた手続により開示をすることができる。

(費用の負担)

第 28 条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報を記録した公文書の写しの交付により個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報の写しの交付に要する実費の範囲内において実施機関が定める額を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第 29 条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第 30 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第 31 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第 32 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部若しくは一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 33 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 30 条第 3 項において準用する第 16 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 34 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機

関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(訂正決定等に係る理由の提示等)

第35条 実施機関は、第32条各項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部若しくは一部を訂正しないときは、訂正請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

(利用停止請求権)

第36条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第37条第2項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 41 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

## 第 5 章 不服申立て

(不服申立て手続)

第 42 条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問して、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
  - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 44 条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
  - (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
  - (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の場合において、当該裁決又は決定(前項第 2 号から第 4 号を除く。)は、不服申立書が実施機関に到達した日から起算して 90 日以内に行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 43 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 44 条 第 25 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表

示している場合に限る。)

## 第6章 個人情報の保護施策の推進

(出資法人等の責務)

第45条 町がその資本の2分の1以上を出資している株式会社その他町と密接な関係を有する法人等であって実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨に留意し、その保有する個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(国等との協力)

第46条 町長は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認められるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

## 第7章 雑則

(他の制度との調整)

第47条 第15条から第28条までの規定は、法令等(幸田町情報公開条例(平成12年幸田町条例第2号)を除く。)の規定により、実施機関の保有する個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該個人情報の開示については、適用しない。この場合において、法令等の規定により、閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けた個人情報は、第29条第1項及び第36条第1項の規定の適用については開示を受けた個人情報とみなす。

2 第29条から第35条までの規定は、法令等の規定により、実施機関の保有する個人情報の訂正を求めることができる場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。

3 第36条から第41条までの規定は、法令等の規定により、実施機関の保有する個人情報の利用停止を求めることができる場合における当該個人情報の利用停止については、適用しない。

(苦情の処理)

第48条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(実施状況の公表)

第49条 町長は、毎年1回、実施機関における個人情報の開示その他この条例の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第8章 罰則

第51条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の委託を受けた事務若しくは公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された公文書で一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体

系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく公文書に記録されている個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(個人情報取扱事務)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第14条第1項の規定中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、速やかに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則(平成17年9月30日条例第18号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成17年10月1日から施行する。